

香芝市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年1月25日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：教育部 保健給食課>

- 1 監査実施年月日 令和4年9月26日
- 2 監査結果報告年月日 令和4年11月25日
- 3 措置状況通知 令和5年1月18日香教保第83号

| 番号 | 定期監査意見（要望事項）   | 措置結果 | 措置内容  |
|----|--|------|---|
| 1  | <p>学校給食の費用として徴収されている学校給食材料費について、年々滞納繰越額が増加してきている。</p> <p>学校給食材料費未収金の徴収について、学校と連携により、各種支援制度や児童手当法の周知及び活用、また過年度分の未納者に対しては、郵送による催告を実施され、未収金の徴収に努められているものの、それでもなお納入されないものについては、具体的な滞納対策とその手続き手順を整理するなどして、更なる滞納繰越額の減少に努められたい。</p> | 措置済  | 従来から実施している取り組みに関する記載内容の見直し及び法的措置の手続き手順を整理する等、より効率的な滞納対策を実施できるよう事務取扱マニュアルの見直しを行いました。 |
| 2  | <p>備品について、香芝市会計規則第60条第3項の規定により、課長は毎年1回管理する備品と備品台帳と対照の上点検することになっているが、施設で使用されている給食関係備品で、すでに廃棄されている備品が備品台帳に記載されていた。</p> <p>給食関係備品については、備品と台帳とを照合しながら状態確認を行うなど、備品の適正な管理に努められたい。</p>  | 措置済  | 各施設において現存する給食関係備品の確認を行いました。   |

|          |   |            |   |
|----------|---|------------|---|
| <p>3</p> | <p>学校保健安全法施行規則第1条の規定により、学校においては、環境衛生検査を、毎学年定期に学校環境衛生基準に基づき行わなければならないとされている。また、この環境衛生検査は、学校保健安全衛生法施行規則第24条第1項第2号の規定により、学校薬剤師の職務とされている。</p> <p>このことについて、当該検査業務の一部は、香芝市の学校薬剤師で構成された香芝市学校薬剤師会に外部委託されているところであるが、当該検査業務が、委託業務として実施されているのか、学校薬剤師の職務として行われているのか、不明瞭になっている部分があった。</p> <p>については、業務責任の所在を明確にするためにも、学校薬剤師の職務及び委託業務の範囲を、学校保健計画や委託業務仕様書などに具体的に明記されたい。</p> | <p>措置済</p> | <p>委託業務内容の見直しを行い、検査の実施に関する項目を別区分とし、その他の関連業務の項目については法が定める学校薬剤師の職務執行に基づくものとして整理いたします。</p> |
|----------|---|------------|---|